

「品川区サイバーセキュリティに関する協定」の締結について

1 目的

品川区民及び品川区域内に所在する中小企業事業者のサイバーセキュリティ意識の向上を図るとともに、サイバー犯罪（攻撃を含む）による被害防止を図るため、産官学による協力体制を構築し、連携して各種施策に取り組むことを目的とする。

2 内容

品川区、東京商工会議所品川支部、東京都立産業技術高等専門学校及び区内4警察署において協定を締結し、サイバーセキュリティに関してそれぞれの役割を明確にするとともに、情報の共有化を図るなど相互の連携を強める。

3 締結日時、場所

平成30年2月9日（金） 午前11時から
議会棟6階 第二委員会室

4 取組事項

各当事者は、前記目的を達成するために

- (1) サイバーセキュリティに関する広報啓発活動
- (2) サイバーセキュリティセミナーの開催
- (3) サイバー犯罪被害認知時の情報発信活動
- (4) その他、サイバーセキュリティに関する必要な対応

に関して相互に連携しながら取り組む。

【品川区としての取組例】

- (1) 広報啓発活動
～ 区民等のサイバーセキュリティに関する意識を向上させるために、庁舎等でリーフレットの頒布やポスターを掲示するほか、各種イベントや区の広報媒体を活用して広報啓発活動を行う。
- (2) セミナー開催
～ 区民等へのサイバーセキュリティに関するセミナーが開催される際に、会場施設の提供を行うほか、セミナー開催や参加者募集に関して区の広報媒体等を通じて周知を行う。
- (3) 情報発信活動
～ 区民等が被害者となるサイバー犯罪（攻撃）を認知した際に、被害の未然防止及び拡大防止を図るため、相互に情報提供を行い、区の広報媒体を通じて情報発信（注意喚起）を行う。

5 協定に基づく訓練の実施について

同日午後6時30分から、都立産業技術高専において、警視庁サイバーセキュリティ対策本部の指導のもと、同高専と大井署が連携して区内の中小企業事業者（16名）を対象とした実機訓練が行われる予定。

《協定のイメージ》

